

第11次熊本市交通安全計画(素案)に対するパブリックコメントの結果について

令和4年3月 文化市民局生活安全課

1 パブリックコメントの結果 (意見募集期間:令和3年12月28日~令和4年1月31日)

● 意見の提出状況	意見を提出された方の人数	6人	意見の件数(まとめりごと)	36件	
● 対応状況					
【対応1】補足修正	3件	【対応2】既記載	14件	【対応3】説明・理解	7件
【対応4】事業参考	10件	【対応5】その他	2件		

主な意見の種類	意見の内容(抜粋)	対応策(案)
(1) 素案全体について <2件>	①この計画を実効あるものにしていただきたい。 ②HPや広報誌だけでなく、テレビ、ラジオ、新聞等を積極的に推進すべきと考える。	①計画の目的を実現するために、関係機関・団体等と連携・協力し、本計画を推進してまいります。 ②現在もテレビ、ラジオ等を活用した広報啓発活動を行っており、今後も可能な限りあらゆるメディアを活用してまいります。
(2) 道路交通事故の現状について <1件>	①事故原因や特徴の分析について、以下の項目のデータはないのでしょうか。今後ぜひ欲しいデータと考えます。 ・通話中・スマホ操作、注視中・飲食中	①通話中やスマホ操作中の交通事故データは有しておりますが、全国的に同種の事故が発生している踏み間違い事故のデータを挙げております。事故原因等を分析の上、より効果的な対策を実施し、交通事故の減少を図ってまいります。
(3) 交通安全計画における目標について <1件>	①交通事故重傷者数について、計算上は163人ですが、目標なので160人にすべきではないでしょうか。	①設定根拠を明確にした目標値としております。目標達成はもとより「交通事故のない社会」の実現を目指してまいります。
(4) 対策の重点について <8件>	①今後の更なる高齢化の進展や障がい者の移動圏確保の観点から、歩道のバリアフリー化についての記載をしていただきたい。 ②自転車の運転マナー向上に向け指導してもらいたい。	①主な取り組みとして「ユニバーサルデザインに配慮した歩道の整備」を記載しており、全ての人々が安心して通行できるよう、平坦が確保された幅広い歩道等の整備を推進してまいります。 ②ルール遵守・マナーアップ中心の交通安全教育等を実施するとともに、各種媒体を活用した広報啓発や自転車利用キャンペーンを実施することで、自転車安全思想の普及徹底を図ってまいります。

主な意見の種類	意見の内容(抜粋)	対応策(案)
(5) 道路交通環境の整備について <12件>	<p>①段差でベビーカーが止まったりする箇所が多いので歩行者が安心して通れる空間を整備していただきたい。</p> <p>②路面標示が消えかかって分かりにくい。ドライバーからすぐ分かるようなカラー舗装等の対策が欲しい。</p> <p>③横断歩道や交差点においては、樹木や構造物によって子供や高齢者、車いす利用者が運転者等から確認しづらい状況を解消するよう対策を講じる必要がある。</p>	<p>①歩行空間のユニバーサルデザイン化を推進することとしており、道路状況に応じて、幅広い歩道の整備や歩道の段差、傾斜、勾配の改善に努めてまいります。</p> <p>②路面標示については、その効用が損なわれないよう警察と連携し、効果的かつ適切な管理を行ってまいります。</p> <p>③P30の「事故ゼロプランの推進」中(イ)に「交差点の視認性確保など」を追加します。</p>
(6) 交通安全思想の普及徹底について <6件>	<p>①関係諸団体と共同のうえ、飲酒運転防止運動をはじめ、あらゆる危険防止活動を実施し、市民への啓発を行っていただきたい。</p> <p>②横断歩道を渡る際には手を上げて、渡る意思を運転手にアピールして渡ることを小中学校での指導や熊本市民全体での運動にしていきたい。</p>	<p>①関係機関・団体等と連携して交通安全運動を組織的・継続的に実施することで交通安全思想の普及徹底を図ってまいります。</p> <p>②運転者に横断歩道を渡る意思を明確に伝えるための交通安全教育を推進するとともに、全国交通安全運動等における広報啓発活動により、交通ルール順守やマナー向上に努めてまいります。</p>
(7) 安全運転の確保について <2件>	<p>①「関係者の協力を得ながら、損害賠償責任保険等への加入を促進します。」とあるが、県条例が施行されたことから100%加入を目指しますなどの表現に改めるべきだと考えます。</p>	<p>①県条例の施行に伴い、本市も条例を改正し、自転車損害賠償責任保険等について「広報啓発等を行い、すべての自転車利用者に対して加入促進を図ってまいります。</p>
(8) 道路交通秩序の維持 <2件>	<p>①飲酒運転撲滅のため徹底した対策を講じてもらいたい。</p>	<p>①運転者教育の実施や広報啓発活動を推進するとともに悪質性・危険性の高い飲酒運転等に重点を置いた交通指導取締りを推進することで飲酒運転の根絶を図ってまいります。</p>
(9) 調査研究の充実 <1件>	<p>①「道路交通の安全に関する調査研究の推進」や「道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化」について具体的な取組事例は記載できないでしょうか。</p>	<p>①計画は施策の大綱であることから、個別具体的な事例は記載しておりませんが、道路状況等の諸要因を分析の上、効果的な対策を講じ、交通事故の減少を図ってまいります。</p>
(10) 鉄道交通の安全について <1件>	<p>①公共交通機関の安全運行について、不審者対応や事件発生対応マニュアル整備について触れておくべきと考えます。</p>	<p>①ご意見の犯罪等の防止や被害軽減に資する取り組み等については、各鉄道及び交通事業管理者が作成している緊急(非常)事態発生時の対応マニュアルで対応しております。</p>

2 事務局による修正

【素案の修正】

- ①P36 (7) 無電柱化の推進
20行目 県の無電柱化計画を参考に「幅員が著しく狭い歩道等の新設電柱の占用禁止や」を削除
- ②P41 (13) 総合的な駐車対策の推進
34行目 「まちなか駐車場整備計画」を「まちなか駐車場適正化計画」に修正

【脚注の修正】

以下の脚注について最新の警察庁HPにおける説明を引用して補足修正

③高度化PICS (P29) ④ITS (P35) ⑤UTMS (P35) ⑥TSPS (P38) ⑦PTPS (P39) ⑧FAST (P76) ⑨HELP (P76)

3 今後のスケジュール

